

想定問答集

Q1 洪水ハザードマップって何？

A1 当該河川のはん濫、堤防の決壊といった水害時の被害を最小限に食い止めることを目的として、浸水が予想される区域や避難場所、避難経路等の各種情報を誰が見ても分かりやすいように、地図上に表したものです。

Q2 洪水ハザードマップの必要性は？

A2 わが国は、台風の進路上及び「梅雨前線」の発達域に位置していることや、山地が非常に急峻であること等により、洪水が発生しやすい自然環境にあります。加えて、近年の人口増加によって都市化が進み、国土の約10%しかない河川沿いの低平地に人口約50%が集中しており、水害に対し極めて脆弱な状況となっています。

こうした中で、堤防の整備等の治水対策は着実に実施されてきていますが、現時点での整備は万全ではなく、完了するまでにはかなりの時間を要すると考えられています。このため、万一河川のはん濫が生じた場合、壊滅的な被害を避け、特に人命の安全を第一に考えた取り組みが重要となってきます。現在、洪水が発生した場合、速やかに避難でき、身の安全を図られるような対策として、避難情報等を盛り込んだ「ハザードマップ」を作成しました。

Q3 洪水ハザードマップの位置づけは？

A3 今日までの河川行政は洪水の河道内の制御を前提とした、堤防整備等の治水事業を推進することではん濫防止を目指してきました。しかし、治水事業は概ね100年に一度程度の豪雨を対象としているため、この想定を越える事態が発生した場合の安全までも保証するものではありません。したがって、想定を超える豪雨への対策は、治水事業を進めることとは別に、洪水に対する危機管理として検討することが必要であります。

治水事業の推進と洪水危機管理はこれからの洪水対策の両輪であり、洪水ハザードマップの作成は、洪水危機管理の対象となる災害予測状況を明らかにすることの危機管理と位置づけております。

Q4 洪水ハザードマップの公表の目的は？

A4 水害に対する情報を事前に提供し、住民の自主的な被害軽減行動を図って頂くことを目的としています。主な、住民の自主的な被害軽減行動は、次の4点になります。

【平常時の活用】

自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深めて頂く。
水害に備えて、非常持ち出し品の準備など被害軽減の工夫をして頂く。
土地の水害危険度に見合った土地利用、建築様式をとって頂く。

【災害時の活用】

洪水ハザードマップに盛り込まれた情報と気象情報、市からの避難情報をもとに的確な避難行動をとって頂く。

Q5 洪水ハザードマップの公表は地価への影響があるのでは？

A5 現行の不動産鑑定評価基準においても災害に関する評価基準として、洪水、地滑り等の災害発生の危険性などが定められており、不動産鑑定評価の観点からも洪水の危険性は評価されています。浸水想定区域は、ある計画降雨を前提に円滑かつ迅速な避難のための措置が講じられる区域であり、土地利用などに関して新たな規制を伴うものではありません。

Q6 洪水ハザードマップの効果があった事例は？

A6 【福島県郡山市】

平成10年8月の阿武隈川水害において、郡山市の約10,000世帯に避難指示が発令されましたが、予め避難場所が設定されており住民に周知されていたことにより、極めて円滑な避難行動が行われ、人命被害はゼロでした。この事例については、群馬大学の片田敏孝教授による調査結果によって、その有効性が以下のとおり実証されています。

避難勧告が出た後の避難状況については、洪水ハザードマップを見たことがある人が、ハザードマップを見たことのない人に比べて避難者の割合が高い(避難率：見た人約30%、見ていない人約20%)。

避難指示が出てから避難するまでの時間は、洪水ハザードマップを見たことがある人が、ハザードマップを見たことがない人に比べて短い。

また、洪水ハザードマップの効果は、住民の避難行動のみならず行政の洪水

対応に際しても効果がありました。洪水ハザードマップの作成過程で行政が実施する種々の情報収集や被災時対応の検討は、実際の洪水発生時の迅速な行政対応を可能にしておき、洪水時の危機管理の一環として洪水ハザードマップの作成は大きな効果をもたらしました。

しかし、これらの効果の一方で、今後の洪水ハザードマップのあり方についていくつかの課題も残されました。まず、その第一は、住民の洪水ハザードマップの活用状況の課題です。調査によると、洪水ハザードマップを紛失したり捨てたりして、洪水当日、それを見ることができなかった住民が約1/3、手元に置きつつも当日見なかった住民が約1/3となっており、実際の洪水に際して洪水ハザードマップを見た住民は、残りの約1/3になっています。洪水ハザードマップは平常時に配布されることから認識を高めにくい面もありますが、その重要性を認識してもらい、もしもの時に見られるよう、大切に保管しておくことが必要であります。

【愛知県多治見市】

平成12年9月11日から12日にかけて東海地方を襲った豪雨により多治見市でも浸水被害が発生し、331世帯861人に避難勧告が出されました。多治見市では、6月1日に市内の全世帯に土岐川浸水予想図（協力：建設省中部地方建設局庄内川工事事務所）及び地区別の防災マップ（協力：建設省中部地方建設局多治見工事事務所）の配布を行っていたため、浸水予想図と実際の浸水状況を照らし合わせて災害対策及び避難勧告の発令を的確に指示することができました。

また、現地作業員が災害対策作業を行う場合の被害域の拡大予測として役立てることができたほか、市民も浸水に対する予備知識をもっていたため、災害対策本部からの勧告、指示に対しスムーズに対応することもできました。

Q7 浸水実績がほとんどない河川でも、洪水ハザードマップは必要？

A7 洪水ハザードマップは、水防法の規定により国・県が作成した浸水想定区域図（洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域の表示）を基礎資料として、作成します。このため、浸水想定区域図に浸水区域が示されている場合、洪水ハザードマップを作成する必要が考えられます。

なお、計画の基本となる降雨を超える降雨が発生した場合や支派川のはん濫等が発生した場合には、浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

Q 8 国・県が指定する水防警報の対象河川以外の河川でも洪水ハザードマップは必要？

A 8 洪水等により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼等について、県は、国が指定した河川、湖沼等以外の河川、湖沼等で洪水等により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる場合に指定されます。

このことから、水防警報の対象河川に該当していない河川の場合でも洪水被害が発生する可能性があるため、住民の安全な避難を確保するためにも洪水ハザードマップは必要と考えられます。

Q 9 洪水ハザードマップに表示される河川は、洪水予報河川に指定されるの？

A 9 洪水予報河川に指定されるには、次の条件を満たす必要があります。

2つ以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある場合のため、洪水ハザードマップに表示されている河川が洪水予報河川に指定されるわけではありません。

Q 10 洪水ハザードマップ作成よりも河川改修が優先では？

A 10 洪水対策については、河川改修などによるハード対策と、洪水ハザードマップ作成などによるソフト対策があります。

これまでの治水事業の計画的かつ着実な進捗に伴い、水害による浸水面積は減少してきていますが、その整備をすべて完了させるためには莫大な費用と長い年月を要します。

このことから、災害が生じる危険性のある地域の人命と財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、洪水ハザードマップをはじめとするソフト対策も重要と考えます。恒久的な対策としてハード整備を進めることはもちろん重要ですが、洪水被害の軽減を図るためのソフト対策を講ずることも必要と考えます。

Q 11 決壊しそうな箇所が分かっているなら、早く対策工事した方が良いのでは？

A 11 対策工事をすべて完了させるためには、長い年月を要するとともに、限られ

た予算の中で効率的に治水効果を発揮できるよう、計画的に対策工事を進める必要があり、例えば決壊のおそれが高く、決壊時の被害が大きな区間等、優先度に応じて改修していく考えです。

Q12 洪水ハザードマップで無着色(白色)の区域は安全なの？

A12 浸水想定区域は、設定条件(雨量, 流域や河道の状況, はん濫箇所等)に基づくシミュレーション結果であり、想定条件と異なる場合、浸水しない区域も浸水する可能性はあります。

Q13 どこが決壊しやすいのですか？また、どこから溢れ始めるのですか？

A13 現況の流下能力が不足しているところはすべて危険箇所です。実際の洪水時にはどこで決壊するかは分からないため、危険箇所に順位を付けることはできないのです。

Q14 浸水被害のあった場所が浸水想定区域図に表示されていないけど？

A14 浸水実績の区域と洪水ハザードマップの浸水想定区域が異なる理由としては、既往の浸水被害が内水氾濫であった場合、対象としている河川以外からのはん濫であった場合、河川整備などにより対策が実施された場合、土地造成等により地形が変化した場合などが考えられます。

Q15 洪水ハザードマップで対象となっていない河川の危険性は？

A15 洪水ハザードマップで対象としていない河川でも、洪水が発生する恐れはあります。洪水ハザードマップにはこれまでに浸水被害が発生した箇所を示しており、それらの箇所では、浸水の危険性が潜在的に高いと考えられます。

Q16 現実に洪水ハザードマップのような被害が発生するのですか？

A16 浸水想定区域は、降雨条件に基づいたシミュレーション結果であり、実際の雨の降り方は様々ありますので、必ずしもシミュレーションとおりの被害が

発生するとは限りません。

Q17 水防警報、洪水予報って何？

A17

水防警報

洪水時に当該河川の水位が上昇し、堤防等が危険な状態になった場合、水防活動が必要となってきます。こうした状況になると、河川管理者である国土交通省や都道府県が水防責任者である市に、水防活動を要請する目的で発表する警報です。

洪水予報

洪水時における河川の水位状況等の情報や今後の予測される水位を関係機関や川沿いに住む方々に知らせる予報のことです。

Q18 はん濫注意水位(旧呼称:警戒水位)って何？

【キーワード】水防団待機水位(旧呼称:指定水位), はん濫危険水位(計画高水位)

A18 当該河川の水位が上昇し、災害の危険性が高まってきた際に、水防団や消防団等が出動または出動の準備を行うべき水位のことです。

水防団待機水位(旧呼称:指定水位)

はん濫注意水位(旧呼称:警戒水位)よりも低いところに設ける水位で、当該河川の水かさが増し、この水位に達すると一定時刻ごとに当該河川の水位の観測を行うなど、洪水の監視を始める水位です。

はん濫危険水位(旧呼称:計画高水位)

洪水を安全に流すことのできる計画上の最高の水位のことです。この水位を超えると堤防の決壊等のおそれがあります。はん濫注意水位は、この水位より低いところに設けてあり、洪水の警戒を行っています。

Q19 避難勧告・避難指示って何？

A19

避難勧告

地域の居住者に避難を強制するものではなく、居住者に立ち退きを勧め促すものです。

避難指示

被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「避難勧告」より拘束力が強くなりますが、立ち退きしないことにより被害を受けるのは本人自身であることから、指示に従わなかった者に対し直接強制まではおこなわれません。

Q20 避難勧告・避難指示ってどんな時に出されるの？

A20 『災害対策基本法』では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の人命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、特に必要があると認められるとき」と規定しています。市では、地域防災計画の中で地域の状況に合わせて、「川の水位がはん濫危険水位（旧呼称：計画高水位，危険水位）になったとき」、「の雨量が を超えたとき」等と発令基準を設けていますが、最終的には市長の判断となります。

Q21 避難勧告・避難指示ってどんな時に出されるの？

A21 降雨時に発表される注意報・警報は次のとおりです。

注意報

注意報は気象現象等によって、災害が発生するおそれのあると予想される場合、注意を呼びかけるために発表します。

警報

警報は気象現象等によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、警戒を呼びかけるために発表します。

以上のことから、降雨時には気象情報（注意報・警報）に留意し、防災行政無線、テレビ・ラジオ・電話・インターネット等による情報収集に努めて下さい。

Q22 洪水からの避難のタイミングは？

A22 浸水時の避難は非常に危険です。浸水前に避難できるよう、気象情報や避難情報に注意して下さい。万一、避難が遅れた場合は、近隣の堅牢で高い建物に避難するようにして下さい。

身の安全を確保するためには早めの避難行動が必要ですが、早めの避難では「結果的に浸水が発生しない場合も避難する」こととなりますが、「避難したけど、浸水しなくて良かった」すなわち、人命の確保及び避難者の財産の確保等が守られたと考えて頂きたいと存じます。

Q23 どこに避難すればいいの？

A23 洪水ハザードマップに示している浸水想定区域から避難することが安全ですが、避難距離が長い場合は、浸水想定区域内の最も近い避難場所に避難するようにして下さい。洪水ハザードマップには避難場所を示していますので、その表示に従って避難して下さい。

Q24 避難時にはん濫水が迫っている場合にはどこに避難すればいいの？

A24 近隣の堅牢な高い建物に避難して下さい。

また、はん濫水が身近に迫り、避難できる避難所・避難場所まで行くことができない場合も、自宅周辺、避難中の周辺等の堅牢な高い建物に避難して下さい。

Q25 避難所・避難場所以外の施設を避難所・避難場所として利用できませんか？

A25 避難所・避難場所は地域防災計画で指定されています。各避難所・避難場所における避難生活では、ブラバシー保護や快適性に欠けるため、近隣知人や親戚宅等へ避難されることもひとつの方法です。

Q26 洪水の規模(大きさ)によって、浸水状況・避難方法等異なると思いますが、どのようにすれば良いですか？

A26 洪水ハザードマップは、基本的に、計画規模の洪水を想定した浸水想定区域を示しています。計画規模以下の洪水の場合、浸水想定区域が洪水ハザードマップに示された区域より狭く(小さく)・浸水深も浅くなることが考えられるため、洪水ハザードマップ作成の計画規模を前提にした避難の場合には、より安全な避難となります。しかし、計画規模を上回る洪水の場合は、浸水区域が洪水ハザードマップの浸水想定区域より広く・浸水深も深くなるのが想定されるため、避難がより困難になると考えられます。

浸水被害の発生が予想されるような豪雨が降り続けている状況で、これから降る雨の量を判断することは困難です。このため、計画規模を設定・検討した洪水ハザードマップをもとに避難方法等を検討して下さい。

Q 2 7 高層住宅に住む人は避難しなくてもいいの？

A 2 7 浸水しない階層に住んでいる場合、人命・財産等に危険が及ぶような影響は少ないと考えられます。しかし、浸水している間は高層住宅から外出できなく、電気・水道・ガス等のライフラインが寸断される可能性があるため、浸水しない階層に住む方も避難する方が望ましいと考えられます。

Q 2 8 どうして洪水が起きるの？

A 2 8 平常時よりもはるかに大きい流量が川を流れる現象であり、洪水発生の一
番の原因は豪雨という自然現象です。

川を流れる水は、地表から降った雨が地中に浸透したり地表を流下したりして様々な経路に分かれながら、流域で最も低い位置にある川に集まってきたものです。このような雨の流出現象は、流域の地形、地質、植生、土地利用等といった流域の特性によって変化してくるものですから、川の流出量は降雨の状態と流域の特性によって決まるといえます。

Q 2 9 洪水による被害はどのようなものがあるの？

【キーワード】はん濫被害，内水はん濫，土砂被害，高潮

A 2 9 洪水の発生により、川に多くの流量が流れたり、異常に高い水位になった場合、川の水が河道からあふれ出たり、堤防が壊れたり、川に流れ出る水路や下水道からの水がスムーズに川に流れ出なくなったりといった事態が発生します。その時、その土地で人々の生活が営まれている場合には被害が発生することになります。このような洪水による被害は、はん濫被害、内水被害、土砂被害、高潮被害に分類できます。

はん濫被害

堤防がないことや堤防が壊されない状態で、洪水が川からあふれ徐々にはん濫し、川以外のところを勢いよく流れ、浸水による被害にのみならず、貴重な財産等の破壊・流出といった被害が生じます。

内水被害

洪水で川の水位が高いため、支川や排水路からの排水ができないではん濫したり、川から逆流してきた洪水がはん濫することによって支川・排水路の周辺が浸水し被害が生じます。

土砂被害

降った雨が斜面を流れたり、地中にしみ込んだりすることによって土砂が崩落したり、水と一緒になって川からあふれたり、家屋等の構造物が破壊されるといった被害が生じます。このうち、「土石流」は、鉄砲水とか山津波と呼ばれ、洪水が土や石と一緒に流れ出るもので、急激にかつ強力な破壊力をもって流れ出るために、一瞬に大きな被害が生じるものです。

高潮

台風時等に気圧の低下による海面の吸い上げ作用と、強風による海水の吹き寄せ作用によって異常に海面が上昇する現象で、これによって沿岸地帯に海水の流入・はん濫による浸水被害が生じたり、河口の水位が高くなるため、川の洪水はん濫被害が生じたりします。

Q30 内水はん濫って何？

A30 河川の洪水から居住している土地や家屋を守るため、河川には、堤防がつくられています。この堤防を境に、居住している土地の方面を堤内地、川の方面を堤外地といいます。堤防の居住側にある水を「内水」、堤防の川側にある水を「外水」といいます。堤防の居住側にも雨は降るため内水が生じますが、通常、内水は道路の側溝や農地からの排水路を伝わって、小河川に流れ込み、やがて本川に合流することになります。しかし、大雨が降ると道路の側溝や排水路で水が吐ききれなくなり、また、小河川が本川に合流するところでは、本川に水が吐ききれなくなり、場合によっては本川の外水が小河川に逆流することになります。このように、大雨によって堤防（居住側）の内水の水吐けが悪くなり、家屋や農地が水に浸ってしまう被害をいいます。

Q31 内水はん濫を防ぐには？

A31 単純で直接的な方法は、内水被害が発生しやすいところに排水ポンプを設置して、水を強制的に排除する方法です。また、支川が本川に合流するところで逆流を防ぐためには、支川の堤防を高くしたり、合流点に水門を設ける方法があります。

Q32 どういうところが洪水の被害に遭うの？

A32 洪水被害の原因にはまず、大雨などの気象条件があげられますが、土地の

形や人間による活動も大きな要因のひとつです。洪水は氾濫が起こりやすいのは川沿いの低平地ですが、一方でそういう土地は便利で市街地や水田として利用されており、常に洪水に襲われる危険があるということです。

Q33 川の堤防は洪水がきても大丈夫なの？

A33 川の堤防とは、洪水時の流れをその川のなかに閉じこめて川の外への氾濫を防ぐことを目的に、川に沿ってつくられる構造物です。

川の改修計画を立案する場合、まず「計画高水流量」と呼ぶ計画の目安となる洪水の大きさを決めます。この流量は 年確率で表現されています。したがって、堤防は、川ごとに定められた規模の洪水（「計画高水流量」）に対して壊れないように設計されます。

しかし、川の周辺は堤防により洪水から守られていますが、計画の規模を上回る洪水（超過洪水）が発生した場合には堤防が壊れて大被害になる可能性があります。そこで、超過洪水に対しても壊れない堤防として「スーパー堤防」が考えられ、大都市を流れる大河川で建設が進められています。

Q34 どのくらいの雨が降ると被害が起こるの？

A34 一般的には、1日の雨が70mmを超えると水害が発生し始め、200mmを超えるとかなりの数の土砂災害や水害が発生するといわれています。また、経験的には年間の降水量の約1割が1日に降ると災害が発生するといわれています。（例：年間降水量2,000mmの地域では、1日に200mmが目安になります。）

Q35 集中豪雨はなぜ起きるの？

A35 集中豪雨は、雨のもととなる水蒸気がたくさんあり、強い上昇気流により雲粒が雨粒まで効率よく成長できる場合に発生します。日本における集中豪雨の原因になる気象現象としては、雷雨（大気的不安定による）、停滞前線（梅雨前線、秋雨前線等）、低気圧（温暖前線、寒冷前線を含む）、台風等があげられます。

また、集中豪雨は比較的短い時間に狭い地域に多くの雨が降ることであり、最初は新聞でこの言葉が使われたことがきっかけで、今では一般的な言葉となっています。したがって、気象学的な定義はありませんが、通常は比較的狭い限られた地域に「日雨量」（1日に降った雨の量）が100mm以上も

しくは「1時間雨量」(1時間に降った雨の量)が50mm以上の場合に用いられます。

Q36 台風はなぜ発生するの？

A36 熱帯である日本の南方海上では海面の水温が高いことから上昇気流が発生し入道雲(積乱雲)が次々に発生しています。これらの雲がたくさん集まって渦状になり、そして、渦の中心付近の気圧が下がり始めます。これが台風の卵です。このように熱帯地方に発生した、熱帯低気圧のうち北太平洋西部に発生し、かつ中心付近の最大風速が17.2m/s以上のものを台風と呼びます。

Q37 天気予報の注意報と警報の違いは？

A37 気象庁より気象情報が発表されていますが、注意報、警報の区分としては、大雨や強風等によって災害が起こる可能性がある場合に注意報が発表され、さらに重大な危険が切迫するおそれがある場合には警報が発表されます。

Q38 水防法って何？

A38 水防法とは「洪水または高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する」ことを目的とした法律です。

水防活動は、この法律により定められた都道府県の水防計画に応じた市町村の水防計画に基づき、具体的な活動を始めることとなっています。

なお、この法律は平成16年の全国的な水災害を踏まえ改正され、平成17年5月2日から一部施行、7月1日より全部施行されています。

Q39 平成17年の水防法の改正内容って何？

A39 平成16年に発生した全国各地での一連の豪雨被害で明らかとなった課題を踏まえ、地域の水災防止力の向上を図るため水防法の一部を改正することとなり、平成17年7月1日より施行されました。

この改正水防法においては、地域の水災防止力の向上を図るために、浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大、中小河川における洪水情報等の提供の充

実、水防協力団体制度の創設、非常勤の水防団員に係る退職報償金の支給規定の創設などが新たに定められました。

浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大（水位情報の周知）

現行の洪水予報河川に加え、国土交通大臣または都道府県知事が指定する主要な中小河川においても浸水想定区域を指定することになります。あわせて浸水想定区域を含む市町村は、洪水ハザードマップを作成し、その内容を印刷物の配布等により一般へ周知されることになりました。

主要な中小河川の洪水情報伝達の充実

国土交通大臣または都道府県知事が指定する洪水予報河川以外の主要な中小河川において、洪水予報の代わりとして避難勧告の目安の一つとなる特別警戒水位*を定め、水位がこれに達したときにはその旨を水防管理者等へ通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般へ周知されることになりました。通知される情報の種類については、本書（ハザードマップ普及啓発のための学習指導書）の本文 p31 にある「水位に関する情報」を参照してください。

大河川における洪水予報の充実

国土交通大臣が指定した洪水予報河川で、はん濫した洪水が広域に及ぶ大河川については、従前の水位や流量の予報に加え、はん濫後において、はん濫による浸水区域およびその水深を予報することができるようになりました。

水防協力団体制度の創設 等

水防管理者が公益法人や NPO 法人をその申請により水防協力団体（図 - 4）に指定できるようになります。これにより、民間の活動主体を水防活動の主体の1つとして位置付けられるようになりました。また、非常勤の水防団員への退職報奨金の支給規定を創設しました。

地下施設における避難確保計画の作成

市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者または管理者は、単独または共同して避難確保計画を作成します。

高齢者等が主に利用する施設への洪水予報等の伝達

市町村地域防災計画に施設の名称と所在地を定められた浸水想定区域内の主として高齢者や乳幼児等が利用する施設について、洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に規定します。

Q40 平成17年の水防法の改正の中で、「地下街その他不特定多数の者が利用する地下に設けられた施設」とは具体的には？

A40 地下街等の範囲は、地下街の他、地下鉄の駅やデパートの地下売り場など、従業員以外の不特定多数の者が利用しており、浸水が発生した場合にその利用者が円滑かつ迅速に避難することが困難で、被害の発生が想定される地階を対象としています。

Q41 災害対策基本法って何？

A41 災害対策基本法とは、1961年（昭和36年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の措置などを定めることを求めています。

Q42 自衛隊の災害派遣とは？

A42 大規模な災害を受けた被災地の都道府県知事の要請に基づき行われています。また、大規模な災害が発生し、緊急を要するとき、要請を待っている時間的な余裕がない場合には自衛隊自らの判断による自主派遣が行われることもできるようになっています。また、都道府県知事に連絡がとれない場合は、直接、防衛省大臣またはその指定するもの（駐屯地や基地司令）に被害の状況等を通知できるようにもなっています。この通知により、必要と判断された場合は、自衛隊が自主派遣することとされています。また、派遣された自衛隊の部隊等が被災地で十分な活動を行うために、一定の権限を有しています。